

① よくあるご質問

Q1.WEB申請と電子申請の違いを教えてください。

A. WEB申請

事前申請までをNICEシステムで行っていただき、補正完了後、最終図書データを紙に印刷し、申請者・設計者が押印した図書を提出いただき申請を完了していただく方法です。

電子申請

NICEシステムでの事前申請・補正完了後、NICEにて電子署名を行い、WEB上で申請を完了していただく方法です。電子署名を付与された電子文書自体が、正本であり副本になります。

Q2.電子証明書とは何ですか。

- A. 信頼できる第三者(認証局)が本人であることを電子的に承認するものです。電子署名が本人であることを確認するために用いられ、書面における印鑑登録証明書等と同等の役割を果たします。
- NICEシステムにて電子申請をご利用になる場合に取得していただきます。

Q3.認証局とは何ですか。

- A. 電子証明書を発行する機関をいいます。
弊社が認証局として発行する電子証明書は、セコムトラストシステムズ(株)の「セコムあんしんエコ文書サービス」を利用して発行します。

Q4.電子署名とは何ですか。

- A. 電子ファイルに付与される電子的な証跡をいい、紙の契約書における記名押印と同等の意味を持つものです。電子署名を用いることにより、確かにその本人が行ったことと、データ改ざんされていないことを証明します。

Q5.電子証明書を取得するのに費用はかかりますか。

- A. 電子証明書の登録料、利用料、更新料等の費用はかかりません。
(更新についてはQ8.をご覧ください。)

Q6.電子証明書はどのくらいで取得できますか。

A. 弊社に必要書類が届いてから1週間程度で発行されます。

混雑状況によりましてはお時間がかかる場合がございますので、電子申請を初めてご利用になる際は余裕をもってお申込みください。

Q7.利用できる電子証明書の種類を教えてください。

A. 弊社にて利用できる電子証明書は、弊社が発行する電子証明書のみとなります。

弊社で初めて電子申請をご利用になる場合、電子証明書の利用申込みとNICEシステムのユーザー登録が必要になります。

(すでに弊社でNICEをご利用の場合は、ユーザー登録は不要です。)

Q8.電子証明書の有効期限を教えてください。

A. 1年間有効です。

毎年10月に更新手続きをしていただきます。(2021年10月時点で発行後3ヶ月未満の方は自動更新) 継続して証明書が必要な場合は、継続の手続きが必要になります。更新の方法等は今後ご案内いたします。

Q9.電子申請には誰の電子署名が必要ですか。

A. 紙申請の際に押印が必要となる方全員の電子署名が必要です。ただし、下記の内容のように同一の人物であれば電子署名は一つとなります。

「なお建築主に代わって委任を受けた代理者が申請者として電子署名する場合、委任状が確認できれば建築主の電子署名は必ずしも必要としない。この場合に、代理者と設計者が同一であれば代理者の電子署名1つを付与すればよい」
※建築確認検査電子申請等ガイドラインより抜粋

確認申請書 1.申請者(建築主又は建築主から委任を受けた代理者)
2.代表となる設計者

設計図書 1.設計者(設計図書を作成した建築士)
2.設計図書の適当性を確認した者(設備一級建築士、構造一級建築士)

中間・完了検査申請書 1.申請者(建築主又は建築主から委任を受けた代理者)
2.代表となる工事監理者



Q10.電子申請の場合、紙の書類はすべて不要ですか。

- A. 以下の書類は「紙」での取り扱いとなります。
- ・委任状(建築主が電子署名する場合は不要)
 - ・建築工事届
 - ・原本添付が必要な書類
 - ・第三者による押印がなされている図書

Q11.電子申請を利用すると、審査時間は変わりますか。

- A. 審査時間は紙申請と同様ですが、郵送や来社などにかかる時間や申請図書の製本作業等にかかる時間が軽減されます。
- ただし、NICEシステムで電子署名やアップロード等の操作を行う場合、お客様のネットワーク環境やPC環境によってシステム側の応答に時間がかかる場合があります。初めて電子申請を行う方は時間に余裕をもっていただけますようお願いいたします。

Q12.電子申請は、どのような物件でも利用できますか。

- A. 日本全域すべての建築物、昇降機、工作物の建築基準法に基づく各申請にご利用いただけます。

Q13.電子申請では、どのような申請ができますか。

- A. 確認申請、中間・完了検査申請、計画変更確認申請

その他：その他は、Excelファイルで申請書等を作成いただきPDFにしたものを作成し、システムへアップロードすることで、電子申請を行えます。

仮使用認定申請、軽微変更届、建築主等変更届(監理者、施工者)、事項訂正届、取下げ取止め届



Q14.電子署名が可能なファイル形式は何ですか。

- A. PDFファイルのみとなっています。

確認申請図は、意匠図、設備図、構造図、構造計算書の4つのPDFでアップロードください。NICEにアップロードできるファイルの大きさは、1ファイル150MBまでになりますのでそれ以上になる場合は、意匠図1、意匠図2のように分けてアップロードをお願いいたします。

Q15.電子申請の場合、副本はどうなりますか。

- A. 電子署名を付与された電子文書自体が、正本であり副本でもあります。「NICE」を介して電子データとしてサーバーに保管され、保管期間(10年)中はいつでも閲覧、ダウンロード可能です。

Q16.電子申請の場合、確認済証・中間検査合格証・検査済証はどのように交付されますか。

- A. それぞれ偽造防止用紙による紙での交付になります。郵送または来社にてお受け取りをお願いいたします。

Q17.電子申請をするときの動作環境を教えてください。

- A. 推奨ブラウザ :Microsoft Edge、Internet Explorer 11以降、
Google chrome、Firefox
推奨OS :Windows 8.1以降
macOSは対応しておりません。(2020/09/01現在)

